|  |
| --- |
| **４５０３．ＡＷＢ情報登録（輸入）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＣＨ１１ | ＡＷＢ情報登録（輸入）呼出し |
| ＡＣＨ | ＡＷＢ情報登録（輸入） |

１．業務概要

到着便単位にＡＷＢ情報の登録を行う。

なお、「ＡＷＢ予備情報登録（ＡＡＷ）」業務により登録されたＡＷＢ予備情報に対し、変更、追加を行い登録することも可能である。

（１）「ＡＷＢ情報登録（輸入）呼出し（ＡＣＨ１１）」業務の場合

以下の情報を呼び出す。

・ＡＡＷ業務により登録されたＡＷＢ予備情報

・「積荷目録事前報告（ＡＤＭ０１）」業務または「積荷目録事前報告訂正（ＣＡＭ０１）」業務（以下、ＡＤＭ０１業務等という。）により登録された積荷目録事前報告情報

なお、入力された到着便名に対してＡＷＢ予備情報及び積荷目録事前報告情報がいずれも存在する場合は、ＡＷＢ予備情報を対象として呼び出す。

（２）「ＡＷＢ情報登録（輸入）（ＡＣＨ）」業務の場合

外国貿易機から取り卸される外国貨物について、積荷目録に係る事項を登録する。

なお、システム内空港において仮陸揚げされた貨物で、取卸港において外国貿易機に積載後、再度他のシステム内空港において取り卸される予定の貨物（マル仮貨物）及びシステム内空港において仮陸揚げされた貨物で取卸港において外国貿易機へ積載後、再度他のシステム内空港において仮陸揚げされた後、国内または外国に向けて外国貿易機により積み出される予定の貨物（仮・仮貨物）についても本業務で登録する。

本業務は「ＡＷＢ情報終了登録（ＥＡＷ）」業務が行われるまでの間、登録することができる。

２．入力者

航空会社

３．制限事項

（１）ＡＣＨ１１業務の場合

なし。

（２）ＡＣＨ業務の場合

①１業務で入力可能なＡＷＢ件数は、最大１０件とする。

②１到着便で登録可能なＡＷＢ件数は、最大５００件とする。

③スプリットの登録は、最大３０便とする。

④他空港向一括保税運送貨物として登録する場合は、入力された到着便名に登録されている他空港向一括保税運送の運送先の件数が１３件を超えないこと。

⑤１ＡＷＢで登録可能な到着空港数は、最大５空港とする。

４．入力条件

（１）ＡＣＨ１１業務の場合

（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②以下のいずれかの条件を満たすこと。

・入力された到着便名に対してＡＡＷ業務を行った利用者またはＡＤＭ０１業務等を行った報告者＊１と本業務の入力者が同一であること。

・入力者とＡＤＭ０１業務で入力された航空会社（便名先頭２桁）との間の受委託関係がシステムに登録されていること。

（＊１）ＡＤＭ０１業務の実施時に航空通信回線を利用して登録された情報については、ＡＤＭ０１業務にて入力した航空会社（便名先頭２桁）において、予め空港単位に登録された利用者とする。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

なし。

（Ｃ）輸入便情報ＤＢ等チェック

①入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在するまたは航空事前便情報が航空事前便情報ＤＢに存在すること。

②入力された到着便名に対して輸入便情報が存在する場合は、ＡＡＷ業務が行われており、かつＡＣＨ業務または「ＡＷＢ情報訂正（ＣＡＷ）」業務（以下、ＡＷＢ情報登録業務という。）が行われていないＡＷＢが存在していること。

（２）ＡＣＨ業務の場合

（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力された到着便名に対してＡＡＷ業務または本業務が行われている場合は、ＡＡＷ業務または本業務を行った利用者と本業務の入力者が同一であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｃ）ＡＷＢ番号チェック処理

入力されたＡＷＢ番号が以下の条件を満たす場合は、チェックを行う。

①ＡＷＢ番号が１０桁または１１桁で、かつ一連番号部（４～９または１０桁目）が数字である。

②本業務によりチェックデジット・チェック不要の旨が入力されていない。

・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を７で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | | |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ａ ｂ ｃ

ａ：プリフィックス部（３桁）

ｂ：整数の一連番号部（６～７桁）

ｃ：チェックデジット（１桁）

ｂ÷７＝α余りβ

β＝ｃ（β≠ｃはエラー）

図　チェックデジット有りのＡＷＢ番号構成

（Ｄ）輸入便情報ＤＢチェック

入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在する場合は、ＥＡＷ業務が行われていないこと。

（Ｅ）輸入貨物情報ＤＢチェック

入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在する場合は、以下のチェックを行う。

①本業務によりＵＬＤである旨の入力がされた場合は、ＡＷＢ、ＭＡＷＢ、ＨＡＷＢ及びシステム外搬入貨物として登録されていないこと。

②ＨＡＷＢでないこと。

③既にＭＡＷＢである旨が登録されている場合は、仮陸揚貨物（他空港向一括保税運送仮陸揚貨物を含む。以下同様）、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物、システム外他空港向一括保税運送貨物及び社用品の旨が入力されていないこと。

④「貨物確認情報登録（ＰＫＧ）」業務により他所蔵置の登録がされている場合は、運送種別に他空港向一括保税運送貨物または航空会社保税蔵置場向けの社用品である旨の入力がされていないこと。

⑤スプリット貨物で、異なる到着便に対して到着空港揚貨物、マル仮貨物、国内向け機移し貨物及びシステム内他空港向一括保税運送貨物として登録されている場合は、仕向地はシステム内の税関空港が入力されていること。

⑥スプリット貨物で、異なる到着便に対して仮陸揚貨物、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物及びシステム外他空港向一括保税運送貨物として登録されている場合は、仕向地は外国の仕向地またはシステム外の税関空港であること。

⑦本業務の入力により到着便の情報が複数となる場合は、既にスプリットである旨の登録がされていること。または、本業務によりスプリットである旨の入力がされていること。

⑧本業務の入力により到着便の情報が複数となる場合は、「貨物取扱登録（改装・仕分）  
（ＣＨＳ）」業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子の貨物でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。

⑨スプリット貨物の場合に、マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物で既に３０便の登録がされていないこと。また、本業務の入力者から変換した取卸港において既に３０便の登録がされていないこと。

⑩マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物の到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。

⑪各到着税関空港における到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。

⑫全量到着済でないこと。

⑬貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告）の登録がされている場合で、予備申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物であること。

⑭貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告）の登録がされている場合で、予備申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物、マル仮貨物（ＵＬＤは除く）、国内向け機移し貨物（ＵＬＤは除く）、システム内他空港向一括保税運送貨物（ＵＬＤは除く）であること。

⑮到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｓ申告）の登録がされている場合は、仮陸揚貨物、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物、システム外他空港向一括保税運送貨物及びＵＬＤでないこと。

⑯「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（ＯＩＮ）」業務が行われている場合は、航空貨物として登録されていること。

⑰輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Ｚ申告、Ｔ申告、Ｊ申告、Ｕ申告またはＳ申告）は除く）がされていないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告またはＳ申告）で輸入許可となった貨物において、到着個数の合計が許可個数に満たない場合を除く。

⑱「許可・承認等情報登録（輸入保税）（ＰＣＨ）」業務により以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「税関内収容」

「現場収容」

「登録情報削除容認」

「貨物手作業移行」

⑲「許可・承認等情報登録（輸入通関）（ＰＡＩ）」業務により許可・承認登録がされていないこと。

⑳「許可・承認等情報登録（監視）（ＰＡＫ）」業務により以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

㉑「ＵＬＤ引取情報登録（ＵＤＡ）」業務が行われている場合は、以下のチェックを行う。

・一般貨物の旨の入力がされていること。

・ＵＬＤ引取情報に登録されている航空会社と入力者が一致すること。

・ＵＬＤ引取情報と到着個数、到着重量が等しいこと。ただし、重量の１キログラム以内の差異はエラーとしない。

㉒ＰＫＧ業務により税関届出を必要とする事故貨物が登録されている貨物の空港保税蔵置場が複数とならないこと。

㉓到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告またはＳ申告）の本申告起動後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

・輸入許可がされていること。

・到着個数の合計が許可個数以内であること。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における、到着空港揚貨物であること。

㉔貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の本申告起動後または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

・貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の本申告起動後の場合、本申告にてエラーとなっていないこと。

・輸入許可がされていない場合は、ＡＡＷ業務で登録された到着便名と一致すること。

・輸入許可がされている場合は、到着個数の合計が許可個数以内であること。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における、到着空港揚貨物であること。

（Ｆ）輸出貨物情報ＤＢチェック

入力されたＡＷＢが仮陸揚貨物または機移し貨物で、ＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報ＤＢに存在する場合は、以下のチェックを行う。ただし、ＵＬＤは除く。

①ＡＷＢであること。

②仮陸揚貨物、出・仮貨物または機移し貨物の旨が登録されていること。

③各到着税関空港における到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。

④「許可・承認等情報登録（輸出保税）（ＰＡＨ）」業務により貨物手作業移行の登録がされていないこと。

５．処理内容

（１）ＡＣＨ１１業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）ＡＷＢ情報抽出処理

①入力された到着便名に対して入力者が登録した輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在する場合は、輸入便情報ＤＢよりＡＷＢ情報登録業務が行われていないＡＷＢ予備情報を抽出する。

②入力された到着便名に対して入力者が登録した輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在しない場合は、航空事前情報ＤＢより積荷目録事前報告情報を抽出する。

なお、①、②ともに１回で抽出するＡＷＢ情報は最大１０件とし、１０件を超える場合は、呼び出されたＡＷＢ予備情報または積荷目録事前報告情報についてＡＷＢ情報登録を行い、正常処理された場合に次の１０件を抽出する。

（Ｃ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｄ）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして出力する。

①登録を行うには再送信が必要である。

②抽出対象となるＡＷＢ情報が１０件を超える。

（２）ＡＣＨ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）輸入便情報ＤＢ処理

（ａ）入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸入便情報を作成する。

②ＡＷＢ情報を登録する。

③本登録した旨を登録する。

（ｂ）入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在する場合は、以下の処理を行う。

①ＡＷＢ情報を登録する。

②ＰＫＧ業務が行われている場合は、後述の「突合処理」結果を登録する。

③本登録した旨を登録する。

（Ｃ）輸入貨物情報ＤＢ処理

（ａ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸入貨物情報を作成する。

②ＡＷＢ情報を登録する。なお、ＵＬＤの場合は、その旨を登録する。

③他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品の場合は、保税蔵置場を登録する。

（ｂ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在する場合は、以下の処理を行う。

①ＡＷＢ情報を登録する。

②後述の「突合処理」結果を登録する。

③後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

④他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品の場合は、保税蔵置場を登録する。

⑤ＡＷＢ予備情報として登録されている場合は、本登録した旨を登録する。

⑥貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告またはＳ申告）の登録がされたＡＷＢについて、本申告起動前にスプリット貨物である旨の登録がされた場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

⑦貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の登録がされたＡＷＢについて、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合で、到着空港揚貨物、他空港向一括保税運送貨物、マル仮貨物または国内向け機移し貨物として登録された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

⑧到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告）の登録がされたＡＷＢについて、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合で、到着空港揚貨物、他空港向一括保税運送貨物（マル仮貨物及び国内向け機移し貨物は除く）として登録された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

⑨貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の登録がされたＡＷＢについて、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物で、かつ申告時に登録した個数、重量、到着便名、入港年月日及び取卸港と本業務にて登録した内容が異なる場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

（ｃ）貨物種別設定処理

入力された仕向地、社用品から貨物種別を決定し、輸入貨物情報に設定する。設定貨物種別は以下に示す。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕向地欄 | | 社  用  品  表  示 | 設定貨物種別 |
| 仕向地 | 運送種別＊１ |
| 本業務の入力  税関空港 | スペース |  | 到着空港揚貨物 |
| スペース | Ｓ | 社用品 |
| １ | Ｓ | 社用品 |
| 本業務の入力  税関空港以外  のシステム内  税関空港 | Ｔ |  | 他空港向一括保税運送システム内 |
| Ｔ | Ｓ | 社用品、他空港向一括保税運送システム内 |
| Ｋ |  | マル仮貨物 |
| Ｋ | Ｓ | 社用品、マル仮貨物 |
| Ｍ |  | 国内向け機移し貨物 |
| Ｍ | Ｓ | 社用品、国内向け機移し貨物 |
| ？ |  | 到着空港揚貨物 |
| ？ | Ｓ | 社用品 |
| 本業務の入力  税関空港以外  のシステム外  税関空港 | スペース |  | 一般仮陸揚貨物 |
| スペース | Ｓ | 社用品、一般仮陸揚貨物 |
| Ｔ |  | 他空港向一括保税運送システム外 |
| Ｔ | Ｓ | 社用品、他空港向一括保税運送システム外 |
| Ｋ |  | 仮・仮貨物 |
| Ｋ | Ｓ | 社用品、仮・仮貨物 |
| Ｍ |  | 国外向け機移し貨物 |
| Ｍ | Ｓ | 社用品、国外向け機移し貨物 |
| 外国の仕向地 | スペース |  | 一般仮陸揚貨物 |
| スペース | Ｓ | 社用品、一般仮陸揚貨物 |
| Ｋ |  | 仮・仮貨物 |
| Ｋ | Ｓ | 社用品、仮・仮貨物 |
| Ｈ |  | 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物 |
| Ｈ | Ｓ | 社用品、他空港向一括保税運送仮陸揚貨物 |
| Ｍ |  | 国外向け機移し貨物 |
| Ｍ | Ｓ | 社用品、国外向け機移し貨物 |

（＊１）運送種別として入力できるもの

Ｋ：マル仮貨物、仮・仮貨物

Ｔ：他空港向一括保税運送貨物

１：航空会社保税蔵置場向け社用品

Ｈ：他空港向一括保税運送仮陸揚貨物

Ｍ：機移し貨物

？：運送種別が未定

（Ｄ）輸出貨物情報ＤＢ処理

入力されたＡＷＢが仮陸揚貨物または機移し貨物である場合は、以下の処理を行う。ただし、ＵＬＤは除く。

（ａ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報ＤＢに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸出貨物情報を作成する。

②ＡＷＢ情報を登録する。

③ＡＷＢ、仮陸揚貨物または機移し貨物の旨を登録する。

④チェックデジットが不要の旨が入力された場合は、その旨を登録する。

（ｂ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報ＤＢに存在する場合は、以下の処理を行う。

①ＡＷＢ情報を登録する。

②ＡＷＢ、仮陸揚貨物または機移し貨物の旨を登録する。

（Ｅ）重量換算処理

入力重量がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量×０．４５３５９

（１ポンド＝０．４５３５９キログラムとする）

②端数処理

小数点以下第２位を切り上げ、小数点以下第１位が５以下の場合は５とし、６以上の場合は整数位１位へ切り上げ、小数点以下第１位は０とする。

（例）　１０．４６→１０．５

１０．５６→１１．０

（Ｆ）突合処理

貨物確認情報が登録されている場合に、ＡＷＢ単位に以下の突合処理を行う。

（ａ）突合対象項目

①個数

②重量（本業務で入力された重量単位がポンドの場合は、キログラムに変更後に突合を行う。）

（ｂ）突合方法

①ＰＫＧ業務で登録された個数と一致すること。

②ＰＫＧ業務で重量が登録されている場合は、その重量と一致すること。ただし、１キログラム以内の差異は、突合とする。

（Ｇ）全量到着済処理

以下の条件を満たした場合は、全量到着済とする。（ただし、マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物として入力された場合を除く）

①総個数と到着個数の合計が等しいこと。

②全ての到着便が突合済であること。

③総個数と到着個数の合計が等しくない場合は、到着便が３０便であること。

（Ｈ）本申告自動起動処理

予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告、Ｊ申告、Ｕ申告またはＳ申告）の旨が登録されている場合で、後述の条件を満たした場合は、入力されたＡＷＢ番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

（ａ）予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）の場合

①予備申告の時に登録された通関予定蔵置場にＡＷＢが全量蔵置されていること。

②突合済であること。

③スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

（ｂ）貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告またはＳ申告）の場合

（ア）ＡＷＢの自動起動

貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告）の登録がされ、かつ以下の条件を満たした場合は、入力されたＡＷＢに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

①スプリット貨物でない。

②申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務がされ、かつ到着空港揚貨物として登録されている。

（イ）ＨＡＷＢの自動起動

ＡＷＢに貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告）の登録がされているＨＡＷＢが存在する旨が登録されている場合で、前述のＡＷＢの自動起動の条件を満たし、当該ＨＡＷＢが仮陸揚貨物でない場合は、当該ＨＡＷＢに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

なお、入力されたＡＷＢについて、上記ＨＡＷＢの自動起動条件を満たし、かつ以下のいずれかの条件を満たした場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

＜Ａ＞貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）

①ＵＤＡ業務、ＰＫＧ業務、「貨物確認情報訂正（ＣＰＫ）」業務またはＯＩＮ業務が行われている。

②ＡＡＷ業務またはＡＷＢ情報登録業務により、以下のいずれかの登録がされている。

・運送種別が不明である。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の到着便情報が登録されている。

＜Ｂ＞到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告）の場合

①ＵＤＡ業務、ＰＫＧ業務、ＣＰＫ業務またはＯＩＮ業務が行われている。

②ＡＷＢ情報登録業務により、以下のいずれかの登録がされている。

・運送種別が不明である。

・他空港向一括保税運送貨物である。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港における到着空港揚貨物である。

（Ｉ）輸入畜産物検査申請自動起動処理

輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたＡＷＢ番号に対する輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

①突合済であること。

②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

（Ｊ）ＡＷＢ情報抽出処理

①入力された到着便名に対して入力者が登録した輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在する場合は、輸入便情報ＤＢよりＡＷＢ情報登録業務が行われていないＡＷＢ予備情報を抽出する。

②入力された到着便名に対して入力者が登録した輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在しない場合は、航空事前情報ＤＢより積荷目録事前報告情報を抽出する。

なお、①、②ともに１回で抽出するＡＷＢ情報は最大１０件とし、１０件を超える場合は、呼び出されたＡＷＢ予備情報または積荷目録事前報告情報についてＡＷＢ情報登録を行い、正常処理された場合に次の１０件を抽出する。

（Ｋ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｌ）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして出力する。

①登録を行うには再送信が必要である。

②抽出対象となるＡＷＢ情報が１０件を超える。

６．出力情報

（１）ＡＣＨ１１業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| ＡＷＢ情報登録（輸入）呼出し結果情報 | なし | 入力者 |

（２）ＡＣＨ業務の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| ＡＷＢ情報登録（輸入）呼出し結果情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）呼出し業務から実施した  （２）抽出されたＡＷＢ情報が１１件以上存在する | 入力者 |
| 分割貨物完了情報 | 全量到着済となった場合 | 各到着空港で最初のＡＷＢ情報登録業務を行った航空会社 |
| 搬入状況通知情報（輸入） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）税関届出を必要とする事故貨物が存在する | 入力者 |
| ＰＫＧ業務を行った空港保税蔵置場 |
| 取卸港の管轄税関  （監視担当部門） |
| ＰＫＧ業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関  （保税担当部門） |
| ＳＴＰ貨物搬入確認情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）ＳＴＰ貨物が存在する | ＰＫＧ業務を行った空港保税蔵置場の管轄税関  （保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）ＳＴＰ貨物が存在する  （３）ＰＫＧ業務を行った保税蔵置場を管轄する税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる | 貨物の移動差止の登録を行った税関  （保税担当部門） |
| 保税関係確認情報 | 税関届出用特殊貨物記号の入力されているＡＷＢが存在している場合 | 取卸港の管轄税関  （保税担当部門） |
| ＳＴＰ貨物解除通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）ＳＴＰ貨物が存在する  （３）削除表示が設定された | 貨物の移動差止の登録を行った税関  （保税担当部門） |
| 積荷目録状況通知情報 | 入力された到着便名に対して最初にＡＷＢ情報登録業務が行われた場合 | 入力者 |
| 取卸港の管轄税関  （監視担当部門） |

７．特記事項

本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙Ｌ０２「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報ＤＢに登録または更新する。